

喫煙可能室設置施設 届出書／変更届出書を提出された飲食店の方へ

喫煙可能室を設置した施設は、以下の点を遵守してください

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、喫煙可能室を設置した飲食店の管理権原者においては、以下の項目を守っていただくようお願いいたします。

必要な書類を保管してください

必要な書類が保管されておらず、改善命令に従わなかった場合は、①～③については20万円以下の過料、④については2万円以下の過料が科されますので、ご注意ください。

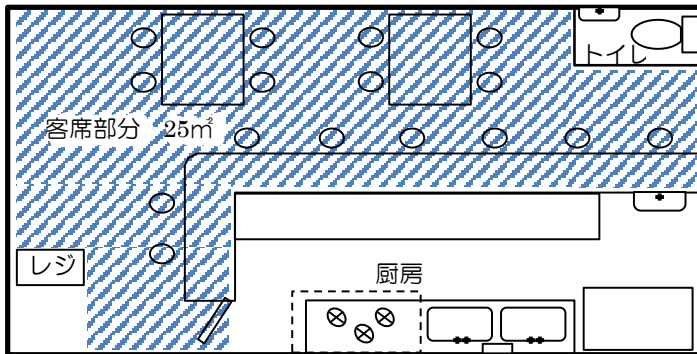
① 2020年4月1日以前に設置された飲食店であることがわかる書類


(例) 開店年月日がわかる書類: 飲食店営業許可証 など

② 客席面積が100㎡以下であることがわかる書類

(例) 店舗の図面(側面の長さ等が記載されているもの) など

《客席面積の考え方(全部を喫煙可能室にする場合)》



- ・客席：客に飲食させるために利用させる場所
＝明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースは除く(斜線部分のみ)
- ・は、全体が喫煙可能室となるため、技術的基準
その他要件(20歳未満立入禁止)を遵守

③ 中小企業または個人経営であることがわかる書類

(例) 資本金額や出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット など

④ 従業員がいないことがわかる書類

(例) 確定申告書、住民票(同居親族の確認) など

「喫煙可能室」「喫煙可能室設置施設」の標識を適切に掲示してください

他の標識の掲示、類似した標識の掲示、標識の汚損、その他識別を困難にする行為に対する改善命令に従わなかった場合は、50万円以下の過料が科されますので、ご注意ください。

20歳未満の者を喫煙可能室に立ち入らせないでください

広告等に、喫煙可能室があることを明示してください

施設(店舗)の営業について、広告や宣伝をするときには、喫煙可能室を設置していることを明らかにしてください。



喫煙可能室設置施設 届出書／変更届出書を提出された飲食店の方へ

喫煙可能室の変更・廃止の際にも届出が必要です

喫煙可能室を変更された場合や廃止された場合には、それぞれ、変更届出書と廃止届出書の提出が必要です。忘れずに保健所に提出してください。

【喫煙可能室設置施設 変更届出書】

喫煙可能室設置の際に提出した届出書の内容に変更があった場合には、変更の事実を証明することができる書類を添えて、所定の様式により、保健所に届け出てください。

○ 店舗の名称、所在地、代表者の変更

※ 個人事業主が相続人等以外に継承した場合や、法人経営で別法人に事業譲渡した場合、災害や土地収用等以外の理由での新築・移築・移転については、新規の店の取扱いとなるため、「変更」には当たらず、喫煙可能室を新たに設置することはできません。喫煙可能室を廃止し、廃止届を提出してください。

○ 管理権原者の氏名(法人名称)、法人代表者氏名、住所の変更

※ 客席面積の変更については、変更届の提出は不要ですが、客席面積が100㎡を越えた場合は、喫煙可能室は設置できません。喫煙可能室を廃止し、廃止届を提出してください。

【喫煙可能室設置施設 廃止届出書】

喫煙可能室を廃止した場合には、所定の様式により、保健所に届け出てください。

○ 店舗の廃止(移転、全面改装、建替に伴う廃止を含む。)

○ 店舗内の全面禁煙化または喫煙専用室・指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室の設置

○ 喫煙目的施設への変更

○ 客席面積の拡大(100㎡を超えた場合)

○ 従業員の雇用

※ 全面禁煙化した場合、喫煙専用室又は指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室を設置した場合、喫煙目的室を設置した場合(喫煙目的施設の要件を満たした場合に限る。)は、それぞれ適切な標識を、喫煙室入口及び店頭に掲示してください。

また、状況に合致しなくなった標識は、必ず取り外してください。

【問合せ先】

新宿区健康部衛生課

電話03-5273-3838 FAX03-3209-1441